

# 認定こども園世田谷区立多聞幼稚園給食調理業務等委託

## プロポーザル募集説明書

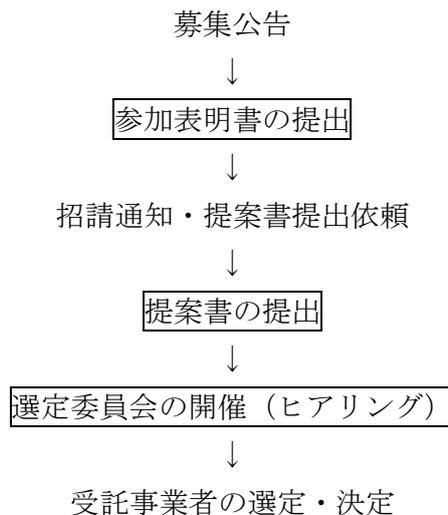
### 1 事業の概要

#### (1) 公募の主旨

本事業は、受託事業者の調理した給食を認定こども園世田谷区立多聞幼稚園（以下「多聞幼稚園」という。）に提供させるものです。履行にあたっては、安全でおいしい給食を園児に提供するため、優れた調理技術と給食調理における安全・衛生に関する知識を有し、教育の一環としての給食の意義を理解した上で、給食の質を維持・向上させ、園児との交流及び食育の推進等に積極的に参加できることが受託事業者に求められます。

受託事業者の履行体制や能力、経験等が給食事業の成否を大きく左右するものであり、これらのことをあらかじめ審査し、適切な事業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式により選定を行います。

#### (2) 選定の流れ



参加表明後、招請通知を受けた事業者から提出された「受託事業者選定のための提案書」（以下「提案書」という。）の書類及びヒアリング結果等をもとに認定こども園世田谷区立多聞幼稚園給食調理業務委託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。構成員は下記2（9）のとおり。）において審議し、受託事業者を選定します。

#### (3) 業務内容

多聞幼稚園において、安全でおいしい給食調理を実施し、園児に提供する。業務内容は以下のとおり。

- ① 検収補助
- ② 給食の調理（作業工程表の作成）

- ③ 盛付け及び配膳（配食）
- ④ 食器具等の洗浄・消毒・保管
- ⑤ 給食調理業務関連施設設備の清掃及び日常点検
- ⑥ 残菜及び厨芥の処理
- ⑦ 給食調理を実施しない日における施設設備の清掃、点検、整理整頓

※添付資料 「認定こども園世田谷区立多聞幼稚園給食調理業務等委託参考仕様書」  
「学校給食ハンドブック（自校調理方式用）」※抜粋版

#### （４）履行場所

認定こども園世田谷区立多聞幼稚園 世田谷区三宿 2-25-9

#### （５）委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※受託事業者と業務委託契約を締結します。契約は単年度とし、各年度における本事業予算配当があることを条件とします。また、受託園より毎年履行状況や衛生管理の状況等を確認のうえ、翌年度契約の判断を行います。

ただし、契約を継続する場合でも、通算して5年目を終了した時点でプロポーザル等により受託事業者の見直しを行います。

なお、見直しを行った場合においても、事業者選定委員会の審議を経て、その結果として再び同一事業者と契約する場合があります。

#### （６）提案限度額

令和8年度実施分

30,104,800円（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）

※令和9～12年度も同等程度を見込みます。

※本業務委託は、令和8年度当初予算の配当を条件として契約します。

## 2 参加者の資格要件

- （１）世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「病院給食・学校給食」の取扱品目「学校給食」に登録があること。
- （２）東京都内に従事者が常駐し、緊急時の対応が迅速に取れる本社又は支店等があること。
- （３）100名以上の従事者（パート社員を含めても可）を有し、経営が安定しており、本件委託業務を確実に遂行できる能力を有していること。
- （４）令和5年度以降、東京都内で公立保育園・公立認定こども園の給食業務を各年度10園以上受託した実績があること。
- （５）令和5年度以降、保育園・認定こども園および集団給食における食中毒事故や社会的責任

を問われるような事故を引き起こす等、給食専門業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。

※ただし、調理業務委託業者に落ち度がない場合はこの限りではない。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない事業者であること。
- (7) 世田谷区から指名停止の措置を受けている事業者でないこと。
- (8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。
- (9) 事業者選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

＜事業者選定委員会の構成員＞

- 委員長 教育総合センター長 宇都宮 聡
- 委員 認定こども園世田谷区立多聞幼稚園長 山路 智之
- 委員 認定こども園世田谷区立多聞幼稚園副園長 藤田 雅美
- 委員 認定こども園世田谷区立多聞幼稚園PTA代表 篠田 直明
- 委員 教育総合センター乳幼児教育・保育支援課長 米倉 宗利
- 委員 教育政策・生涯学習部学校健康推進課長 鈴木 絵理子
- 委員 教育政策・生涯学習部学校健康推進課栄養士 花田 美希

### 3 参加表明書の提出等

#### (1) 担当部課

##### ●参加手続きに関すること

世田谷区教育政策・生涯学習部学校健康推進課（世田谷区役所西棟1階）

所在地：〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

電話：03-5432-2696

FAX：03-5432-3029

##### ●認定こども園世田谷区立多聞幼稚園に関すること

世田谷区教育総合センター乳幼児教育・保育支援課（世田谷区立教育総合センター1階）

所在地：〒154-0023 東京都世田谷区若林5-38-1

電話：03-6453-1531

FAX：03-6453-1534

※窓口での受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時とします。

#### (2) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下の書類を（3）提出期限までに提出してください。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 公立保育園・公立認定こども園給食調理業務受託状況表（1）～（2）  
（様式2-1～2）
- ③ 令和7年度公立保育園・公立認定こども園給食受託規模別調査表（様式3）
- ④ 会社概要（様式任意）

なお、これらの書類の作成に関する質疑については、提出期限の前日午後5時まで随時電話にて受付します。

### **（3）提出期限、場所及び方法**

期限：令和7年8月29日（金）午後5時まで（必着）

場所：世田谷区教育政策・生涯学習部学校健康推進課（世田谷区役所西棟1階）

方法：書留又は特定記録郵便により郵送してください。

## **4 提案書の提出者を選定するための基準**

プロポーザルへの参加表明のあった事業者のうち、提出された書類等により、次の基準に基づき審査及び評価を行い、提案書の提出者を選定します。この場合は、選定次第速やかに参加表明のあった事業者に通知します。

- （1）前記に定める参加資格のすべてを満たしていること。
- （2）学校給食の意義や特色を十分理解し、積極的に協力することができる事業者であること。
- （3）衛生管理、安全管理、学校給食の意義等について、パート社員を含め十分な従事者教育及び研修体制が確立されていること。また、十分な教育及び研修が行われた従事者の配置が可能であること。
- （4）従事者の健康管理が十分に行われていること。

## **5 提案書の提出等**

### **（1）担当部課**

上記3（1）と同様です。

### **（2）提案書の提出**

招請通知を受けた事業者は、提案書を（3）提出期限までに提出してください。

### **（3）提出期限、場所及び方法**

期限：令和7年10月3日（金）午後5時まで（必着）

場所：世田谷区教育政策・生涯学習部学校健康推進課（世田谷区役所西棟1階）

方法：電子データを学校健康推進課のメールアドレスへ送信してください。メールアドレスは、招請通知において通知します。

## 6 提案書の評価項目等について

提案書については、以下のように評価項目等を定めます。

評価項目	評価基準	対応様式
学校給食に対する会社としての取り組み姿勢	学校給食に対する会社としての明確な方針や特に力を入れた点	提案書の書類審査及びヒアリング
衛生・安全管理	給食を運営する上で適切な衛生・安全管理体制が確立されていること	提案書の書類審査及びヒアリング
緊急時対応	調理、人員、管理体制等に問題が発生したときの対処方法等について	提案書の書類審査及びヒアリング
アレルギー対応	アレルギーを持つ園児の給食提供に対する会社の考え方、調理をする上で注意する点等	提案書の書類審査及びヒアリング
研修・教育体制	従事社員・アルバイト職員に対する研修・教育体制についての考え方や具体的な内容	提案書の書類審査及びヒアリング

## 7 提案書の作成に関する質疑及び回答

### (1) 質疑

提案書の提出に際し質疑がある場合は、令和7年9月12日（金）から9月19日（金）午後5時までの間に電子メール又はファクシミリで学校健康推進課あて質問票を送信してください。

### (2) 回答

質疑があった場合、令和7年9月26日（金）までに全事業者に対して電子メール又はファクシミリにより回答（周知）します。

## 8 提案書の審査方法等

(1) 事業者選定委員会において、提案書及びヒアリングの内容を総合的に審査し、委員の合議により選定します。

(2) 事業者選定委員会の事務局は乳幼児教育・保育支援課及び学校健康推進課内に置きます。

## 9 審査結果の通知期日及び方法

期日：令和7年11月上旬（予定）

方法：郵送により通知します。

※受託事業者の決定は、事業者選定委員会での審議終了後、10日以内に全事業者に通知し

ます。なお、疑義がある場合については、通知の日から7日以内（閉庁日を除く。）に書面により説明を求めることができます。

## 10 提出書類、部数、提出時期

### (1) 参加表明に関する書類

	書 類	部 数	期 限
様式1	参加表明書	1部郵送	令和7年 8月29日(金)
様式2-1~2	公立保育園・公立認定こども園給食調理業務受託状況表(1)~(2)		
様式3	令和7年度公立保育園・公立認定こども園給食受託規模別調査表		
様式任意	会社概要		

### (2) 受託事業者選定に関する書類

	書 類	部 数	期 限
※	提案書	電子メール	令和7年 10月3日(金) 午後5時
※	質問票	電子メール または ファクシミリ	令和7年 9月12日(金) ~9月19日(金) 午後5時

※提案書及び質問票の様式は、招請通知とあわせて送付します。

## 11 スケジュール

- ・公告開始 令和7年8月18日(月)
- ・説明書の交付期間 令和7年8月18日(月)~令和7年8月29日(金)
- ・参加表明書の提出期限 令和7年8月29日(金)
- ・招請通知 令和7年9月5日(金)
- ・提案書質問票提出期限 令和7年9月19日(金)
- ・提案書質問回答 令和7年9月26日(金)
- ・提案書の提出期限 令和7年10月3日(金)
- ・事業者選定委員会開催 令和7年10月下旬
- ・審査結果通知 令和7年11月上旬
- ・契約締結 令和8年4月1日

## 12 その他

### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約保証金

免除

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 契約の締結

事業者選定委員会で審議終了後、関連する事業予算が議会で議決された後に締結します。

### (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定

無

### (6) 無効となる企画提案

企画提案が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがあります。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ② 募集説明書に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。

### (7) その他

- ① 企画提案に係る費用は、参加者の負担とします。
- ② 区は、提案書を事業者選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとします。
- ③ 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とします。
- ④ 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提案書の複製を作成することができるものとします。
- ⑤ 提案書の提出期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑥ 提出された提案書は、返還しません。
- ⑦ 区は、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができるものとします。
- ⑧ 本案件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできません。

- ⑨ 本プロポーザルは令和8年度契約に係る準備行為であり、本業務に関わる契約締結は区議会で予算配当が承認されることを条件とします。
- ⑩ 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。詳細は世田谷区ホームページ【世田谷区トップページ > 検索メニュー > 区政情報 > 契約・入札情報 > 公契約条例 > 労働報酬下限額】 ページ ID : 8039) を確認してください。